



平成 19 年 6 月 6 日

各 位

会 社 名 井 関 農 機 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 中 野 弘 之
コ ー ド 番 号 6 3 1 0
上 場 取 引 所 東 証 第 1 部、大 証 第 1 部
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 其 田 一 美
(TEL. 03-5604-7710)

大阪証券取引所からの「改善報告書」提出請求について

本日、株式会社大阪証券取引所（以下「大証」）より下記理由にて、「改善報告書」の提出を求められましたので、お知らせいたします。

当社は、大証からの当該報告書の請求に対し、真摯に回答していく所存です。

なお、本日付「当社株式の監理ポスト割当解除について」でお知らせいたしましたとおり、当社株式は大証において平成 19 年 5 月 24 日より監理ポストに割り当てられておりましたが、平成 19 年 6 月 7 日付で解除されることとなりましたので、併せてご報告申し上げます。

〔大証による「改善報告書」の提出理由〕

井関農機株式会社は、複数の同社子会社において平成 16 年 3 月期から平成 19 年 3 月期中間期における仕掛品の過大計上等の不適切な会計処理が判明したため、重要な決算情報の訂正を行いました。

このことは、子会社の不適切な会計処理を発見できなかったという同社の連結子会社に対する管理体制に起因するものであると認められます。

つきましては、同社は会社情報の開示を適時・適切に行う体制等について改善の必要性が高いと認められることから、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 23 条第 1 項の規定に基づき、同社に改善報告書を平成 19 年 6 月 20 日（水）までに提出するよう求めました。

以上